

第5次ひがしまつやま共生プラン 令和7年度事業評価【令和8年3月31日時点】

資料2

I 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合 (%)	評価 (A~E)	担当部署	NO.
(1) 男女の共同参画意識の啓発	①固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動	1	社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直すための啓発を行います。	男女共同参画の視点に立った慣習の見直しの啓発、法制度の周知	・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載し啓発 ・専門講座の開催 ・講座・講演会・会議等での周知・啓発	PRする回数	5回	9回	180	A	人権市民相談課	1
				固定的な性別役割分担意識を見直す講座等の開催	・男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座等を開催	講座開催回数	2回	2回	100	A	人権市民相談課	2
		2	市が発行している各種媒体や市ホームページ等を通じて、市民全体に男女共同参画に関する意識啓発を図ります。	市広報紙や市ホームページ等を活用した男女共同参画の啓発	・市広報紙男女共同参画情報「ほっとらいん」、市ホームページ等での周知啓発	PRする回数	5回	8回	160	A	人権市民相談課	3
	②男女共同参画に関する情報の収集と提供	3	男女共同参画に関する情報や図書等を収集するとともに、市民へ提供します。	男女共同参画に関する図書等の収集・提供	・「図書館だより」への関連記事の掲載 ・関連テーマ図書の展示	PRする回数	3回	3回	100	A	生涯学習課（市立図書館）	4
(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画の推進	4	学校において、人権の尊重、男女平等の視点に立った教育を行います。	性別にとらわれず個性に応じた生き方を選択できるような生徒指導・進路指導の充実	キャリアパスポートを中心とした、キャリア教育の充実を推進する。	実施校数（中学校）	5校	5校	100	A	学校教育課	5
	②家庭や地域における教育・学習機会の提供	5	家庭や地域における男女平等を推進するための学習機会を提供し、社会教育の充実を図ります。	各種セミナー・講座の開催	・男女共同参画に関する専門講座、きらめき出前講座、市内中学校等でサテライト講座を開催	講座開催回数	4回	5回	125	A	人権市民相談課	6
				出前講座の開催	・きらめき出前講座のメニューに、男女共同参画社会の実現をテーマとした講座を取り入れ実施する。	開催回数	1	0回	0	E	生涯学習課	7

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合(%)	評価(A~E)	担当部署	NO.
(3) 男女共同参画に関する国際理解と国際交流の推進	①国際的課題への理解	6	男女共同参画に関する国際理解を深めるため、情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。	男女共同参画に関する国際理解・協力を促進するための講座開催の推進や国際協力を視野に入れた国内外の情報収集と提供	・多文化共生及び男女共同参画を学ぶための国際交流協力研修を開催	研修参加者人数	50人	74 人	148	A	総務課	8
	②国際交流・支援の推進	7	外国人が安心して暮らせる地域づくりを推進するための交流活動や講座等を開催します。	日本語教室、ワンナイトステイ、国際交流研修等、東松山市国際交流協会との連携による交流事業の充実	・東松山市国際交流協会への補助金交付を継続 ・ワンナイトステイの受付 ・日本語スピーチコンテストの開催 ・日本語教室・日本語交流タイムの開催 ・子ども英会話の開催	日本語教室等の参加人数	1,200人	2,069 人	172	A	総務課	9
		8	在住外国人のための相談体制の充実や、多言語版の情報紙、生活ガイドブック等による情報提供を行います。	在住外国人に向けての相談体制・情報提供の充実	・外国人総合相談センター及び担当窓口への案内 ・HP等で情報提供 ・職員向け「やさしい日本語」研修の実施 ・「やさしい日本語」による国際交流協会ニュース発行	情報提供等の回数	60回	61 回	102	A	総務課	10

Ⅱ 男女が共に健やかに暮らせる環境づくり～東松山市女性活躍推進計画～

(4) 働く場における男女共同参画の推進	①雇用機会の均等と公平な待遇の実現	9	男女共同参画の視点による職場の環境づくりを推進し、性別による不平等な慣行等の見直しを働きかけ公平な待遇の実現を図ります。	採用や労働賃金等における男女格差の是正及び労働条件等の改善の啓発とハラスメント防止対策の促進	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、男女共同参画の視点を意識した内容で労働講座を開催する。	セミナー回数	1回	1 回	100	A	商工観光課	11
				セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント行為の正しい理解の促進と防止対策の徹底	・ハラスメント防止に係る研修の実施 ・電子掲示板で周知	研修の実施回数	1回	1 回	100	A	人事課	12
	②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	10	育児・介護休業法、女性活躍推進法等の周知や制度の普及を図り、一人一人の全ての生活（仕事・家庭生活・地域活動・健康や休養・趣味や学習等）活動が調和できる社会を目指します。	ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と両立支援の整備促進（長時間労働の削減、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、オンライン、テレワーク等の導入・拡充）	・各種講座、会議内での啓発 ・セミナー、会議等での啓発チラシ配布 ・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」を掲載	PRする回数	5回	5 回	100	A	人権市民相談課	13
					・計画的な休暇の取得を促進 ・課長会議で周知 ・電子掲示板で随時情報提供を実施	課長会議で情報提供する回数	1回	1 回	100	A	人事課	14
					・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・労働者及び使用者を対象に、ワーク・ライフ・バランスを意識した内容で労働講座を開催する。	セミナー回数	1回	1 回	100	A	商工観光課	15

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合 (%)	評価 (A～E)	担当部署	NO.
(4) 働く場における男女共同参画の推進	③女性の職業生活における活躍の推進	1 1	女性が自分らしく能力を十分に発揮できるよう起業・再就職の相談や情報提供を行います。	就労・起業に関する情報提供や意識啓発、相談体制・支援の充実	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・女性の働き方について意識した内容のセミナーを開催する。	女性向けセミナー回数	1回	1回	100	A	商工観光課	16
		1 2	指導的立場に積極的に女性が参画できるよう、市内事業所へ、働きやすい職場づくりに向けた取組を促進します。	ポスター・チラシ・講演会等による市内事業所への啓発	・啓発チラシ、パンフレット等により周知を図る。 ・女性の働き方について意識した内容のセミナーを開催する。	女性向けセミナー回数	1回	1回	100	A	商工観光課	17
(5) 子育てと介護への支援	①子育て支援の充実	1 3	様々な子育て支援ニーズに対応したサービス（施策・施設・相談窓口）の充実を図ります。 特に、子どもの健全育成のため、育児不安や子育て・児童虐待に関する相談を充実します。	保育施設、放課後児童クラブの充実	・既存保育施設の運営維持 ・民間放課後児童クラブの規模の適正化等の支援	保育施設等の開設数（翌年度4月1日時点）	53か所	53か所	100	A	保育課	18
				延長保育、病児保育、一時保育、待機児童対策、幼児教育・保育無償化等	・延長保育事業（公立5施設・私立22施設）、一時預かり事業（公立2施設・私立9施設）、幼稚園預かり保育（私立6施設）、病児保育事業（1施設）、休日保育事業（公立1施設）を継続実施 ・「幼児教育・保育の無償化」に係る償還払いについて、年4回、対象者に対し、請求の案内文書を郵送する。 ・認可保育所、小規模保育事業所、認定こども園（保育部分）、認可外保育施設の利用児童のうち第2子以降の0～2歳児について保育料を無料化	事業実施か所数	46か所	46か所	100	A	保育課	19
				放課後子ども教室の充実	1クラスの人数を16名として、市内全小学校で実施（週2日）。	活動日数	平均51日/校	平均52日/校	102	A	こども支援課	20
				育児不安や子育てに関する相談窓口の充実	・こども家庭センターの運営実施 ・子育て支援拠点での相談実施 ・子育てコンシェルジュの運営実施 ・虐待予防事業「すくすく子育て練習講座」の開催	相談件数	—	1,451件	—	—	こども支援課	21
				母子手帳の交付時、産婦訪問時、赤ちゃん相談時に相談を実施し、伴走型支援を行っていく。	・母子手帳交付時 ・助成券差し替え時 ・産婦訪問時 ・赤ちゃん相談時	600 60 500 80 =1,240件	1104件	89.0	B	健康推進課	22	
				関係機関の連携による子どもへの虐待を未然に防ぐための取組の実施	・要保護児童対策地域協議会の実施 ・児童虐待通報ダイヤルの周知	要対協議開催回数	9回	9回	100	A	こども支援課	23

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合(%)	評価(A~E)	担当部署	NO.
(5) 子育てと介護への支援	①子育て支援の充実	13	様々な子育て支援ニーズに対応したサービス（施策・施設・相談窓口）の充実を図ります。特に、子どもの健全育成のため、育児不安や子育て・児童虐待に関する相談を充実します。	関係機関の連携による子どもへの虐待を未然に防ぐための取組の実施	・非行防止教室の実施 ・要保護児童対策地域協議会との連携を図る ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校相談員と連携した取組を実施する。	実施校数	16校	16 校	100	A	学校教育課	24
					主任児童委員によるウェルカムベビー訪問の支援	訪問回数	400回	403 回	101	A	社会福祉課	25
					こども家庭センターの開設に伴い、社会福祉士と連携しながら、妊娠期からハイリスク者の助言指導を実施。	情報共有会議回数	12回（月1回予定）	12 回	100	A	健康推進課	26
				ひとり親家庭等に対する支援	ひとり親家庭等医療支給制度の周知	広報紙への掲載回数	2回	2 回	100	A	こども支援課	27
	②地域における子育て支援の促進	14	地域全体で子育てを支え合う仕組みや、子育てをしている保護者のネットワークづくりを支援します。	ファミリー・サポート・センターの充実	ファミリー・サポート・センターの周知	広報紙への掲載回数	2回	2 回	100	A	こども支援課	28
				乳幼児とのふれあい体験の実施	・赤ちゃん抱っこ体験において、乳幼児とのふれあい体験を充実させる。	実施校数	7校	7 校	100	A	学校教育課	29
				子育てサークルの育成や地域の子育てネットワークへの支援	地域子育てサロン談話会の開催	談話会の開催	1回	1 回	100	A	こども支援課	30
				子育て支援の促進	子育てサロンや子育て支援センターへの職員派遣による子育て支援の実施。	派遣回数	5回	5 回	100	A	健康推進課	31
	③高齢者・障害のある人とその介護者への支援	15	高齢者や障害のある人が、地域で自立して生活できるよう、各種サービスの充実を図ります。	高齢者福祉サービスの充実	・緊急通報システムの継続実施 ・配食サービスの継続実施 ・寝具類洗濯等サービスの継続実施	年間利用件数	—	緊急通報 4,226件 配食 35,420食 寝具・乾燥 347件	—	—	高齢介護課	32
				障害者福祉サービスの充実	生活サポート事業や意思疎通支援事業などを実施	生活サポート利用時間 手話通訳者派遣件数	10000時間 700件	9418.5時間 720件	—	—	障害者福祉課	33

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合 (%)	評価 (A~E)	担当部署	NO.
(6) 生涯を通じた男女の健康支援	①男女の健康の保持・増進	16	男女が互いの性を理解・尊重し、対等な関係のもとで妊娠や出産について選択できるよう、妊娠・性感染症等に関する正しい知識を得るための情報や学習機会の充実を図ります。	思春期を対象とした性教育の実施や相談体制の充実	学習指導要領に基づき、各校の年間指導計画の中に位置づけ、性教育を実施する。	実施校数	16校	16校	100	A	学校教育課	34
				電話相談や保健指導などによる、HIV／エイズ・性感染症への対応や情報提供	・HIV、性感染症に関するチラシ等の配布 ・電話相談、情報提供等の実施	チラシを配布する妊婦の数	535件	540件	101	A	健康推進課	35
		17	男女が共に健やかに暮らすために、健康保持対策を推進し、生涯にわたり支援を行います。	健康保持・増進のための啓発や活動の充実	・各種運動教室の実施	教室等実施回数	18回	18回	100	A	健康推進課	36
					・地域イベントでのPR等を実施 ・各地域団体、商工会等の総会等においてPRを実施	PRする回数	30回	23回	76.7	B	保険年金課	37
					・シニアゴルフ大会 ・グラウンドゴルフ大会 ・スポーツ発見教室 ・親子スポーツ教室 ・親子ウォーキング	開催回数	11回	11回	100	A	スポーツ課	38
					・ハッピー体操の普及 ・介護予防教室の実施 ・いきいきバス・ポイント事業の普及	奨励品申込者数	1,500人	1525人	102	A	高齢介護課	39
	②こころの健康支援	18	男女の心の健康が保たれるよう、各種相談窓口の充実や、対策・支援を進めます。	各種相談窓口の充実	・女性相談を月3回実施 ・女性相談カードの設置による周知 ・市広報紙やメール配信等による周知	PRする回数	30回	30回	100	A	人権市民相談課	40
					・総合教育センターにおいて、面接又は電話での相談に応じる。	実施件数	—	3,279件	—	—	学校教育課	41
				高齢者虐待への対応の充実と防止策の推進	・地域包括支援センターの連絡体制の維持継続 ・市所管の介護事業所への高齢者虐待防止取組の周知（集団指導） ・高齢者虐待防止研修会の実施	高齢者虐待防止研修の実施回数	1回	1回	100	A	高齢介護課	42
				障害者虐待への対応の充実と防止策の推進	障害者虐待防止センターにて障害者虐待に対応できる体制を維持	相談件数	—	19件	—	—	障害者福祉課	43
				民生委員・児童委員活動との連携	民生委員・児童委員に対する研修会	実施回数	2回	2回	100	A	社会福祉課	44

Ⅲ 男女共同参画の視点に立った体制づくり

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合(%)	評価(A~E)	担当部署	NO.
(7) 政策や方針の立案・決定の場への男女共同参画の促進	① 審議会等への女性の登用・参画促進	19	各種審議会等への女性委員の登用や政策・方針の立案・決定の場への男女共同参画を促進します。	審議会等における委員の男女比率の均衡の促進	・各審議会に女性の委員を登用してもらうよう、担当部署に要請する。	要請回数	1回	1回	100	A	人権市民相談課	45
					・東松山市審議会等の委員選任要綱に基づき、委員の一部を公募とするよう、掲示板等で周知する。	掲載回数	2回	2回	100	A	政策推進課	46
				女性職員の職域拡大と管理監督職への積極的登用	・昇任試験の実施	昇任試験の実施回数	主査試験・課長試験、各1回	主査試験・課長試験、各1回	100.0	A	人事課	47
	② 男女共同参画の推進を担う人材育成	20	各分野への女性の登用を促進するため、研修や学習の機会を提供します。	講座や会議等による女性の人材育成及び活躍のための情報と学習機会の提供	・国・県・市主催の講座等、学習機会の情報を提供	情報提供回数	5回	5回	100	A	人権市民相談課	48
					・社会教育講座の中で女性の人材育成を促進する講座を計画し実施する。	開催回数	2回	7回	350	A	生涯学習課	49
(8) 地域社会における男女共同参画の推進	① 地域活動における男女共同参画の促進	21	地域活動への男性の積極的な参画を促進するとともに、地域活動における指導的立場への女性の参画を促進し、地域における男女共同参画の推進を行います。	地域社会における男女の均衡を図るための普及啓発	地域活動団体に対し、情報提供を行う。	情報提供回数	1回	1回	100	A	地域支援課	50
				コミュニティ活動への男性の参画を促進するための情報提供	・地域での見守り、美化活動等への男性の参加促進 ・チラシの配布 ・市民活動センターで開催される講座への男性の参加を積極的に促進	コミュニティ情報紙発行回数	84回	84回	100	A	地域支援課	51
				市民活動団体・NPO団体等への男女共同参画の促進	市民活動団体・NPO団体等への男女共同参画に関する情報の提供	情報提供回数	1回	1回	100	A	地域支援課	52
	② 災害の分野における男女共同参画の推進	22	男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。	男女のニーズに対応した防災・復興体制の確立	・指定緊急避難場所兼指定避難所、指定緊急避難場所の運営に女性の意見が反映される体制を確立する。	東松山市災害対策動員計画において、避難施設に1人以上の女性職員を配置した施設数	37施設	37施設	100	A	危機管理防災課	53
				女性や社会的弱者など多様なニーズに対応した避難所の環境整備	・避難所運営マニュアルを、女性や社会的弱者などの多様なニーズに配慮したマニュアルとなるよう更新する	見直し回数	1回	1回	100	A	危機管理防災課	54

主要課題	施策	施策No.	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合(%)	評価(A~E)	担当部署	NO.
(9) 男女共同参画推進体制の整備	①庁内における男女共同参画推進体制の強化	23	男女共同参画庁内連絡会議を充実させるとともに、研修を通じて、職員一人一人の男女平等意識の醸成を図ります。また、能力と意欲を兼ね備えた人材の育成及び人材の活用を積極的に進め、個々の能力が十分に発揮できるように、環境整備を進めます。	男女共同参画庁内連絡会議・男女共生推進リーダー会議の充実	男女共同参画庁内連絡会を開催し、第6次共生プラン策定に向けた協議・検討を行う。	開催回数	1回	1回	100	A	人権市民相談課	55
				男女共同参画に関する職員研修の充実	・男女共同参画の推進に関する職員研修を実施	研修実施回数	2回	2回	100	A	人権市民相談課	56
					・彩の国さいたま人づくり広域連合主催の女性職員のためのキャリアデザイン研修等の女性職員のキャリア形成の支援に資する研修への派遣	参加職員数	各研修につき1人以上	0人	0.0	E	人事課	57
				人材育成基本方針に基づいた人材の育成と活用	・職員一人一人の能力と業績を適正に評価するとともに、計画的に人材育成に取り組むこと目的に、人事評価制度による能力評価及び業績評価を実施	業績評価を実施した回数	1回	1回	100	A	人事課	58
				特定事業主行動計画「子育てと女性活躍応援プラン」に基づいた環境整備	・制度の周知 ・男性職員の育児に関連する特別休暇や育児休業の取得を推進 ・課長会議で周知	課長会議で情報提供する回数	1回	1回	100	A	人事課	59
	②市民・事業者等との連携による計画の推進	24	市民や事業者の、男女共同参画を推進する会議等への参加を促進します。また、市民との協働による情報提供の充実を図ります。	東松山市男女共同参画審議会意見の施策への反映	・東松山市男女共同参画審議会を開催 ・男女共同参画社会の実現に向けた意見・提言を聞き、施策に反映させる。	会議開催回数	3回	3回	100	A	人権市民相談課	60
				市民との協働による情報の収集、発信	・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとらいん」の掲載 ・講座アンケート等で情報や意見を収集。	アンケート実施回数	5回	5回	100	A	人権市民相談課	61
	③男女共同参画に関する現状の分析・計画の進行管理	25	調査等を行い、男女共同参画の現状の把握に努めます。また、計画の実施状況を定期的に分析・公表し、進行管理を行います。	市民意識調査等の実施による実態の把握と分析	・令和8年度市民意識調査について、「第6次ひがしまつやま共生プラン」の数値目標の基礎資料等に活用することを視野に入れ、男女共生に係る項目が有用な資料となるよう設問の設定をする。	—	—	—	—	—	人権市民相談課	62
					・令和8年度市民意識調査について、「第6次ひがしまつやま共生プラン」の数値目標の基礎資料等に活用することを視野に入れる。	—	—	—	—	—	広報広聴課	63
				施策の実施状況の分析・把握と結果の公表	・関係各部署に依頼して進捗管理を行い、結果を公表する。	公表回数	1回	1回	100	A	人権市民相談課	64

Ⅳ 人権が尊重されDVのない社会づくり～東松山市DV防止基本計画～

主要課題	施策	施策№	施策の内容	主な取組	令和7年度事業	活動指標	目標	実績	達成割合(%)	評価(A～F)	担当部署	NO.
(10) あらゆる暴力の根絶	①DV防止対策の推進	26	各関連法の周知及び意識啓発に努めます。また、暴力の発生を未然に防ぐための環境づくりを推進します。	講座（デートDVを含む）・講演会の開催及びチラシ等による防止・意識啓発	・DV防止に関する講座を開催 ・中学校等でデートDV防止についてのセミナーを開催	講座開催回数	3回	3回	100	A	人権市民相談課	65
(11) 安心して相談できる体制づくり	①相談窓口の周知	27	DVに関する相談窓口や支援情報についての周知に努めます。	広報紙やチラシ等を活用した相談窓口及び支援情報についての周知	・女性相談カードを配架し、配偶者暴力相談支援センターについて周知する。 ・女性に対する暴力をなくす運動（11月）のポスター掲示、チラシ配架 ・市広報紙に男女共同参画情報「ほっとういん」を掲載し、相談窓口を周知する。	PRする回数	6回	9回	150	A	人権市民相談課	66
	②相談体制の充実	28	配偶者等からの暴力の根絶に取り組むため、関係機関や関係各部署との連携を図ります。	DV対策庁内連携会議を活用した情報の共有化	・DV対策庁内連携会議で情報共有 ・関係各課と情報漏えい防止に関する会議を実施	会議開催回数	1回	1回	100	A	人権市民相談課	67
(12) 自立への支援	①早期発見体制の整備	29	教職員、保健師、保護者等へ被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をし、早期発見のための体制を整備していきます。	被害者保護のための情報共有と関係機関との連携を強化 保護者や地域の民生委員・児童委員への啓発	・民生委員・児童委員との連携を図り、連絡協議会を開催し、情報を共有する。	実施校数	16校	16校	100	A	学校教育課	68
					・要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関で情報共有。	要保護児童対策地域協議会参加回数	6回	6回	100	A	健康推進課	69
					民生委員・児童委員に対する研修会	実施回数	2回	2回	100	A	社会福祉課	70
					・児童虐待通報ダイヤルの周知 ・要保護児童対策地域協議会を利用した情報共有	広報紙への掲載回数	1回	1回	100	A	こども支援課	71
	②保護体制の強化	30	県、児童相談所、警察など関係機関との連携や制度の整備により、被害者保護に取り組みます。	配偶者暴力相談支援センターにおける緊急時の安全確保の支援	・暴力から身を守るため、必要に応じ被害者を緊急保護施設に一時保護する。	緊急一時保護人数	—	2人	—	—	人権市民相談課	72
				被害者保護のための情報管理の徹底	・担当者を置き、住民票及び戸籍の附票の交付請求等の制限を行い、被害者保護のための措置を講じる。 ・住民記録システム及び戸籍管理システムにおいて、支援措置対象者である旨を表示し、注意喚起を行う。 ・依頼のあった関係各課に対し、情報提供を行う。	情報提供回数	12回	12回	100	A	市民課	73
	③生活再建に向けた支援の充実	31	DV被害者の就労をはじめ、自立に向け、制度を活用した支援の充実を図ります。	福祉制度等を活用した支援の充実	生活困窮者自立支援制度及び生活保護の運営	新規相談件数	130件 400件	生活困窮者自立支援制度 243件 生活保護 570件	153	A	社会福祉課	74
		32	被害者支援のため、関係機関と連携し、自立支援の充実を図ります。	保護施設との連携	・一時保護したDV被害者が、安全な生活を送れるよう、緊急保護施設と連携をとり自立支援を行う。	保護人数	—	2人	—	—	人権市民相談課	75